



次代を担う 子どもたちのために

～土岐市次世代育成支援対策地域行動計画～

わが国の平成十五年の高齢者人口の割合は19・0%に達し、十五歳未満の子どもの割合についても、14・1%と最低を更新しました。また、平成十八年をピークに総人口も減少すると予測され、健全で活力ある社会を維持していく上で、さまざまな支障をもたらすことが懸念されます。

土岐市においても、平成十六年四月一日現在で、六十五歳以上の高齢者人口の割合（括弧内は県全体）は22・2%（20・2%）、十四歳以下の年少人口の割合も13・6%（14・7%）と最低数値の更新が続いています。

国は、このような少子化の流れを変えるため、一昨年七月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。これにより、すべての地方公共団体と三百一人以上の従業員を抱える企業は、今後十年間の集中的・計画的な取り組みを推進するための「行動計画」を策定することとなりました。

土岐市でも、総合的な将来像を見据え、地域の特色を活かしたまちづくりを進める中、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会を計画的に構築するための指針として、「土岐市次世代育成支援対策地域行動計画」を策定しました。

〔基本理念〕

「土岐市次世代育成支援対策地域行動計画」では、子どもが健やかに成長できるように、家庭や地域、学校、保育所などが子どもにとって何が必要なのか、子どもが何を求めているのかを考え、子どもの生き生きとした笑顔が輝くような、新しい子育て支援社会を目指します。そして、子どもたちを育てる父親や母親、あるいはこれから子どもを生み育てる次代の親となる若い世代が、子育てに対する喜びを実感することができ、また子育ての意義について理解を深め、輝く未来を創造できることを目指し、次の基本理念（キヤッチフレーズ）を設定しました。

守ろう 笑顔
育てよう 豊かなこころ
未来に輝け！
ときっこ スマイル

〔基本的な視点〕

国は「策定指針」の中で、基本的な視点として、次の八項目を挙げています。

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親づくりという視点
- ③ サービス利用者の視点
- ④ 社会全体による支援の視点
- ⑤ すべての子どもと家庭への支援の視点
- ⑥ 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- ⑦ サービスの質の視点
- ⑧ 地域特性の視点

土岐市においても、この基本的な視点を十分に踏まえながら、特に下記の三つの方向性を行動計画において大切にすべき視点としました。

■ 子ども自身の育ちを支えるまちづくり

子どもが元気な笑顔でいられるためには、その第一歩として「子どもの立場で考える」ことが重要です。

子どもにとっての幸せとは何かを考え、すべての子どもが夢と希望を持って、輝く未来に向けて健やかに成長するとともに、次代の親を担う者としての豊かな人間性を育めるよう、健全育成に取り組みます。

■ 子育て家庭を支えるまちづくり

女性の就業者が増加していく現状を踏まえ、仕事を持つ女性に対する子育て支援施策を充実していくことが重要です。また、父親の積極的な育児・家事への参加を促し、男性も子育てを楽しめるような啓発をしていくことが必要です。

■ 子どもの育ちと子育て家庭を地域社会全体で支えるまちづくり

子どもの元気な笑顔は、地域の財産であることに加え、それを守るために地域が一体となって子育てできるような地域づくりを進めることが大切です。子育てに関わるすべての人が、地域ぐるみで協力し、助け合って子育てを行う中で、お互いの苦勞を分かち合ったり、喜びを共有できるような社会を目指します。



〔土岐市次世代育成支援対策地域行動計画の施策の体系〕

基本理念

守ろう 笑顔
育てよう 豊かなこころ
未来に輝け!
ときっこ スマイル

施策の項目

施策の方向性

<p>1 地域における子育ての支援</p>	<p>① 地域における子育てサービスの充実 ② 保育サービスの充実 ③ 子育て支援のネットワークづくり ④ 児童の健全育成</p>
<p>2 母子の健康の確保および増進</p>	<p>① 子どもや母親の健康確保 ② 食育の推進 ③ 思春期保健対策の充実 ④ 小児医療の充実</p>
<p>3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p>	<p>① 次代の親の育成 ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 ③ 家庭や地域の教育力の向上 ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p>
<p>4 子育てを支援する生活環境の整備</p>	<p>① 良質な住宅の確保 ② 安全な道路交通環境の整備 ③ 安心して外出できる環境の整備 ④ 安心・安全なまちづくりの推進など</p>
<p>5 職業生活と家庭生活の両立の推進</p>	<p>① 多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直しなど ② 仕事と子育ての両立の推進</p>
<p>6 子どもなどの安全の確保</p>	<p>① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ② 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進</p>
<p>7 要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進</p>	<p>① 児童虐待防止対策の充実 ② 母子家庭などの自立支援の推進 ③ 障害児対策の充実</p>

こんな取り組みを始めます

市では、今年度から地域における子育て支援として、新しい事業に取り組みます。

〔幼稚園の複数年制の導入〕

保育サービスの充実を図るため、泉西小学校附属幼稚園では、三歳児からの受け入れを試行的に行います。

今後も、市内各幼稚園の受け入れ体制などを考慮しながら、より多くの幼稚園での実施を検討します。



〔土岐市放課後学級〕

放課後や週末などに、学校の余裕教室などを活用し、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の大人を指導者として、異学年交流や体験活動を実施するものです。学校・家庭・地域の連携・協力による事業を行います。

将来、市内全域での実施を検討するため、平成十七年度に、泉西小学校区を対象に試行的に実施します。ぜひ、ご利用ください。

◆対象者

泉西小学校区の一年生から六年生までの児童で、参加を希望する者

◆開催時期

六月から実施予定

◆実施場所

泉西小学校の余裕教室・運動場・体育館を中心に実施

◆活動内容

▽自主的で自由な遊びや学習 ▽ボランティアの指導者による体験活動(囲碁・

将棋・伝承遊び・工作・茶華道・自然観察・英語遊び・ドッジボール・楽器演奏・歴史探訪など) ▽学び合い活動(ネイチャーセンターやサイエンスワールドなどの協力による体験活動の実施) ▽地域活動(地域行事への参加など)

◆活動時間

▽平日 放課後 午後六時～午後九時
▽土曜日 午前九時～午後六時
▽夏休み 午前九時～午後六時(日曜日・祝祭日は除く)

◆保護者の費用負担

月額 三千元(別途、傷害保険料として、年間五百円と教材費として実費が必要)

◆その他

土曜日・夏休みに参加の際は、昼食を持参

放課後学級に関するお問い合わせは、生涯学習課(内線271)へどうぞ。

放課後学級の支援員を募集します

教育委員会では、この土岐市放課後学級を実施するに当たり、その事業をサポートしていただける支援員を募集します。

1 勤務条件

- 健康明朗な方で、放課後学級指導員をサポートしながら子どもたちと一緒に遊んだり、学習したりするボランティア活動のできる十八歳以上の方。
- 週一回以上で、一回につき四時間程度の勤務ができる方。
- 一回につき千二百円の謝礼金を支払います。

2 募集人員

二十人程度

3 応募方法

市販の履歴書で教育委員会・生涯学習課へ郵送、またはご持参ください。

4 応募期間

四月二十五日まで(後日、面接により選考します。)

詳しくは、生涯学習課(内線271)へどうぞ。



市役所でも、今後十年間の集中的・計画的な取り組みを推進することとなりました。

今回は、平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの五年間を計画期間としています。

計画の推進に当たっては、次の項目を基本として、各別事項の推進を図ります。

- ① 次世代育成支援対策に関する管理職員や職員に対する研修・講習、情報提供などの
- ② 仕事と子育ての両立についての相談・情報提供を行う窓口の設置と担当者の配置
- ③ 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施などによる行動計画の周知徹底
- ④ 計画を効果的に推進するため、職員のニーズや意見を聞く会議などの開催
- ⑤ 計画の実施状況を把握し、職員の意見やニーズを踏まえた計画の見直しと、その後の対策の検討

「土岐市次世代育成支援特定事業主行動計画」の具体的な内容

1 職員の勤務環境に関する事項

① 妊娠中および出産後における配慮

- 母性保護と健康管理の観点から設けられている特別休暇制度などについて周知徹底を図ります。
- 出産費用の給付などの経済的支援措置について周知徹底を図ります。
- 妊娠中の職員の健康や安全に配慮した業務分担の見直しを行います。
- 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととします。

② 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

- 親子の時間を大切にするとともに、出産後の配偶者を支援するため、父親となる職員が子どもの出生時に特別休暇2日を取得できるよう周知します。
- 妻の産前産後に、養育、育児参加のための5日間の特別休暇を取得できるよう周知します。

③ 育児を行う職員への早出遅出勤務の適用

- 育児を行う職員の公務能率向上のための早出遅出勤務について周知を図ります。

④ 育児休業などを取得しやすい環境の整備など

- 育児休業および部分休業制度などの周知を図ります。
- 育児休業などを取得しやすい雰囲気醸成を図ります。
- 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰を支援します。
- 育児休業に伴う任期付採用および臨時的任用

制度を活用します。

⑤ 超過勤務の縮減

- 深夜勤務および超過勤務制限制度の周知を図ります。
- 一斉定時退庁日などを実施します。
- 事務の簡素合理化を推進します。
- 超過勤務縮減のための意識啓発、環境整備などを行います。

⑥ 休暇の取得の促進

- 年次休暇の取得の促進を図ります。
- 連続休暇などの取得の促進を図ります。
- 子どもの看護を行うための特別休暇取得を促進します。

⑦ 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識などを是正するための取り組み

- 職場優先の環境や、固定的な性別役割分担意識などの是正について、情報提供や意識啓発を行います。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

① 子育てバリアフリー

子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、子育て支援設備の充実に努めるとともに、親切な対応などソフト面でのバリアフリーを推進します。

② 子ども・子育てに関する地域貢献活動

スポーツや文化活動などで地域の子育て活動に意欲のある職員については、積極的な参加を奨励します。また、そのような地域貢献活動に職員が参加しやすい環境を作ります。

行動計画について詳しくは、土岐市ホームページ「<http://www.city.toki.lg.jp>」をご覧ください。